

地方公務員法第 58 条の 2 及び大崎上島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定に基づき、平成 26 年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成 28 年 2 月

大崎上島町長 高田 幸典

大崎上島町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日）

(単位：人)

職種	受験者数	採用者数	前年度採用者数
一般事務	33	2	3

(2) 職員の退職等の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	9	9
勸奨退職		1
普通退職		
分限免職		
懲戒免職		
失 職		
死亡退職		
計	9	10

- (注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により離職すること。また、地公法第 28 条の 3 第 1 項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。
- 2 奨励退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職：自己都合により退職すること。
- 4 失 職：職員が法定の欠格条項（地公法第 16 条各号（第 3 号を除く）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当し離職すること。

(3) 職員数の状況

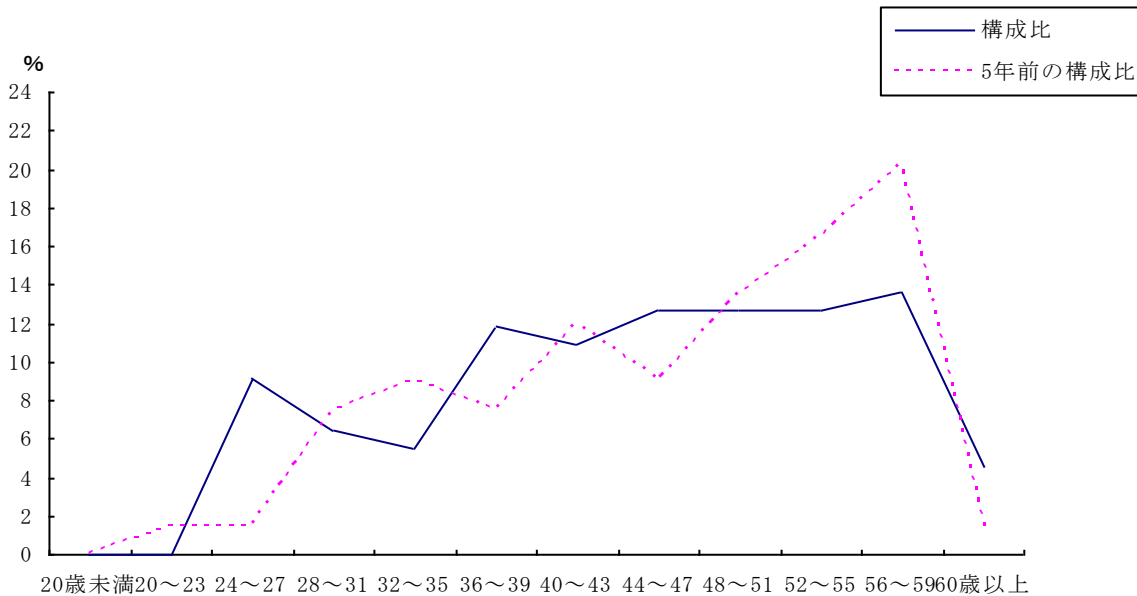
①部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務統合理 事務統合理
		総務	35	34	△ 1	
		税務	6	6	0	
		農林水産	7	6	△ 1	
		商工	3	3	0	
土木		8	8	0		
民生	10	10	0			
衛生	9	9	0			
	計	80	78	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 95.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数101.04人)	
	教育	16	14	△ 2	事務統合理	
	小 計	96	92	△ 4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 112.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数124.28人)	
公営企業等	会計部門	水道	3	3	0	事務統合理
		交通	6	6	0	
		下水道	3	3	0	
		その他	7	6	△ 1	
	小 計	19	18	△ 1		
合 計		115 [151]	110 [151]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 134.0人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(定員管理調査規定により、常勤の教育長は一般職に含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

②年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 10	人 7	人 6	人 13	人 12	人 14	人 14	人 14	人 15	人 5	人 110

③職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	88	86	85	84	80	78	▲10(▲11.4%)
教育	21	20	18	16	16	14	▲7(▲33.3%)
普通会計計	109	106	103	100	96	92	▲17(▲15.6%)
公営企業等会計計	24	23	23	21	19	18	▲6(▲25.0%)
総合計	133	129	126	121	115	110	▲23(▲17.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
平成25年度	8,207人	千円 7,243,724	千円 245,072	千円 945,356	% 13.0	% 14.0

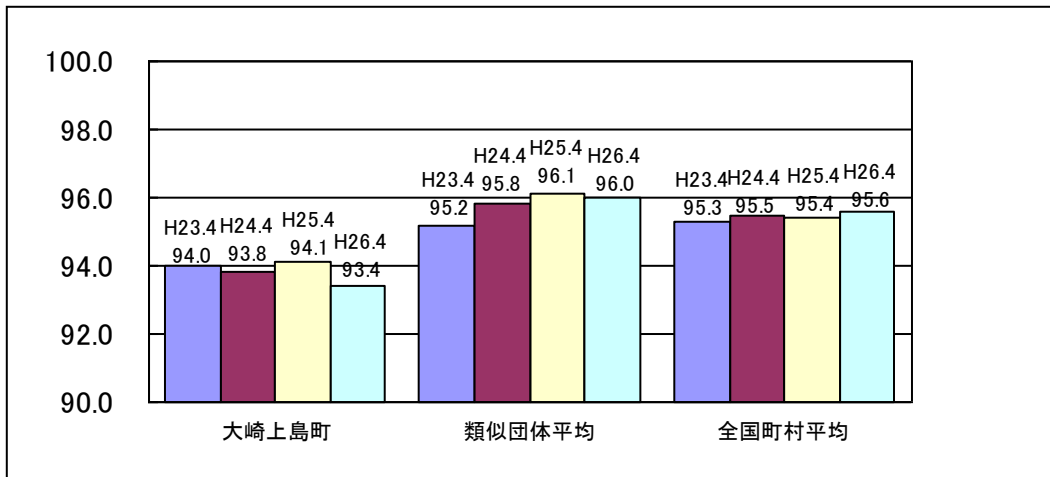
②職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	95	千円 346,947	千円 74,874	千円 123,829	千円 545,650	千円 5,743

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 平成25年度	(参考) 一人当たり給与費 平成24年度
千円 5,537円	千円 5,914円

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

④給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳代後半層の職員が多く存在する高位号給については、最大4%引下げ。1級及び2級1号給から12号給は改定無し。激変緩和のため、3年間の（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

イ 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

⑤特記事項

なし

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位: 円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の 給料月額	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
最高号給の 給料月額	224,900	308,000	354,700	388,300	400,600	422,600

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大崎上島町	44.9 歳	318,200 円	390,400 円	338,481 円
広島県	44.4 歳	346,444 円	426,952 円	384,479 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.3 歳	322,000 円	358,715 円	342,088 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

②職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		大崎上島町	広島県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	177,208 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	143,213 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	—	—
	中学卒	135,600 円	—	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10~14 年	経験年数 15~19 年	経験年数 20~24 年
一般行政職	大学卒	276,250 円	312,000 円	337,800 円
	高校卒	—	265,700 円	309,400 円
技能労務職	高校卒	—	—	—

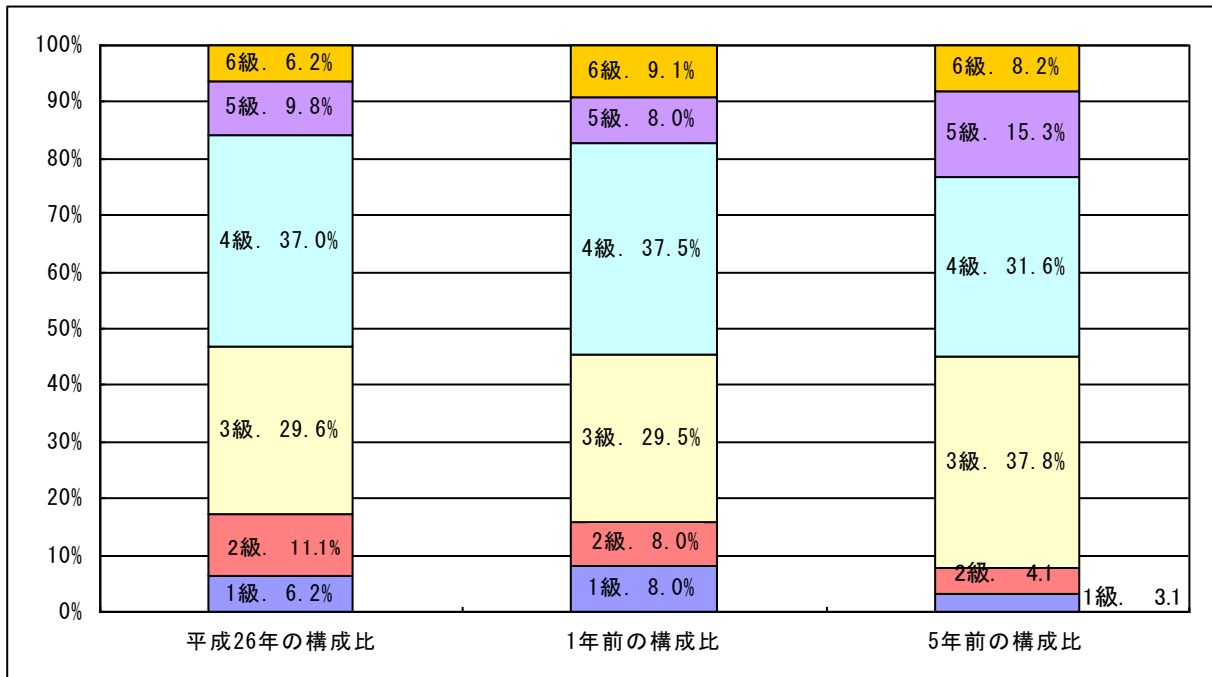
(注) 技能労務職欄については、階層の職員数が少数であるため掲載していない。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	5人	6.2%
2級	主事	9人	11.1%
3級	主任・主任主事	24人	29.6%
4級	係長・主査	30人	37.0%
5級	課長補佐・主幹・課長	8人	9.9%
6級	主幹・課長	5人	6.2%

(注) 1 大崎上島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



②昇給への勤務成績の反映状況

実施していません。

(5) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

大崎上島町	広島県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,372 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

②退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

大崎上島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 ー千円 23,796千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 25 年度決算）			1,152 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
広島県広島市	10 %	3 人	10 %	

④特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給なし

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	45,228千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	497千円
支給実績（平成24年度決算）	48,396千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	509千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績〇年度決算」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

⑥その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者以外の扶養親族1人 (配偶者なし) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同	—	千円 12,383	千円 258
住居手当	<借家・借間> 家賃23,000円以下の場合 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満の場合 (家賃額-23,000) ×1/2+11,000円 家賃55,000円以上の場合 27,000円	同	—	千円 1,967	千円 219
通勤手当	<交通機関等利用者> 運賃相当額 (55,000円以下) <交通用具利用者> 通勤距離に応じて 2,000円～24,500円	同	—	千円 4,708	千円 65
管理職手当	管理職員に支給 主幹 給料月額6% 課長等 給料月額10%	異	対象・ 支給率	千円 6,168	千円 411

宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,200円 5時間未満勤務1回につき2,100円	異	勤務1回につき4,200円 特殊業務5,100~7,200円 恒常的宿日直月額21,000円	千円 —	千円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は、緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給 勤務時間に応じて 4,000円~6,000円/回	異	職員区分、勤務時間に 応じ 6,000円~ 27,000円	千円 374	千円 29

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	685,300円(770,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	591,500円(650,000円)	850,000	350,000
	教育長	555,100円(610,000円)	675,000	360,000
報 酬	議 長	300,000円	360,000	205,000
	副議長	240,000円	320,000	164,900
	議 員	210,000円	300,000	145,500
期 末 手 当	町 長 副町長 教育長	(平成25年度支給割合) 2.60月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.60月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	770,000円×5.0×在職年数	15,400,000円	任期毎
	教育長	650,000円×3.0×在職年数	7,800,000円	任期毎
		610,000円×2.5×在職年数	6,100,000円	任期毎

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (一般職の標準的なものを記入)

(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (平成25年度)

職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
17.7時間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (平成 25 年)

職員 1 人当たりの 平均取得日数	取得率
11.9	30.7%

(4) 特別休暇等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	付与日数 ・期間等	有給・無給 の別	国の制度と の異同	国の制度と異なる 内 容
骨髓提供のための 休暇	必要期間	有	同	
ボランティア休暇	5 日/年	有	同	
結婚休暇	9 日間	有	異	5 日間
育児時間	1 日 2 回各 30 分	有	同	
産前休暇	産前 8 週間以内	有	異	産前 6 週間以内
産後休暇	産後 8 週間まで	有	同	
妻の出産	2 日	有	同	
子の看護のための 休暇(中学校就学前)	5 日/年 子が 2 人以上の場合は 10 日	有	異	小学校就学前の子
短期の介護をする 場合	5 日/年要介護者が 2 人以上の場合は 10 日	有	同	
親族が死亡した場 合の休暇	配偶者 10 日、父母 7 日、 子 5 日、祖父母 3 日等	有	異	配偶者 7 日
父母の祭日	1 日	有	同	
夏季休暇	3 日	有	同	

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成 25 年度)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号					
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			7		7
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号					
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号					
刑事事件に関し起訴された場 合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号					
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 項					
計		0	0	7	0	7

(2) 懲戒処分者数 (平成 25 年度)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号				1	1	3
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	1				1	
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号						
計		1	0	0	1	2	3

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

5 職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況 (地方公務員法第 38 条関係)

(平成 25 年度)

区 分	人 (件)	備 考
許可人数	3	
(許可件数)	(4)	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

研修の実施状況 (平成 25 年度)

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	47	41	
市町村アカデミー	0	3	
市町村国際文化研修所	1	0	
広島県市町村振興協会	1	1	
計	49	45	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況 (地方公務員法第 40 条)

勤務評定の実施状況

実施の有無	導入 (予定) 時期
無	年 月

(注) 実施しているには、定期的ではないが実施しているも含む。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 25 年度）

大崎上島町労働安全推進委員会を設置し、委員会において職場の安全衛生について協議を行っている。

(2) 職員親睦会、職員共済組合及び互助会事業

①大崎上島町職員親睦会

- ア 福利厚生規程による慶弔等の相互扶助事業
- イ 職員の元気回復その他の厚生事業

②広島県市町村職員共済組合及び互助会

- ア 病気やけがなどに対する医療費の給付事業
- イ 傷病等により勤務できないときの休業給付事業
- ウ 罹災に対する災害給付事業
- エ 退職等に対する年金の給付事業
- オ 職員等の健康保持・増進を図る保健事業
- カ 貯金、資金貸付事業

(3) 公務災害の認定状況

	平成 25 年度	平成 24 年度
公務災害	2 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

① 公平委員会の事務の委託（平成25年度）

地方自治法第7条第4項の規定により広島県人事委員会に公平委員会の事務を委託している。

② 広島県人事委員会より報告をうけた公平委員会の業務の状況（平成25年度）

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況
事案なし
- イ 不利益処分に関する不服申立ての状況
事案なし